

【別紙1】

会津若松市地域包括支援センター  
に関する考え方及び委託予定業務

令和7年9月  
会津若松市高齢福祉課

# 目次

1 趣旨	.....	1
2 地域包括支援センターの設置目的	.....	1
3 業務概要	.....	2
4 人員体制	.....	2
5 委託予定業務	.....	4
6 委託料の考え方	.....	8
7 留意事項	.....	9
8 その他	.....	10

## 1. 趣旨

この「会津若松市地域包括支援センターに関する考え方及び委託予定業務」（以下「考え方及び委託予定業務」という。）は、本市の地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う業務の内容、範囲及び履行方法等について定めることを目的とします。なお、内容については、現在本市とセンター設置運営法人が締結している契約内容等をもとに作成しています。

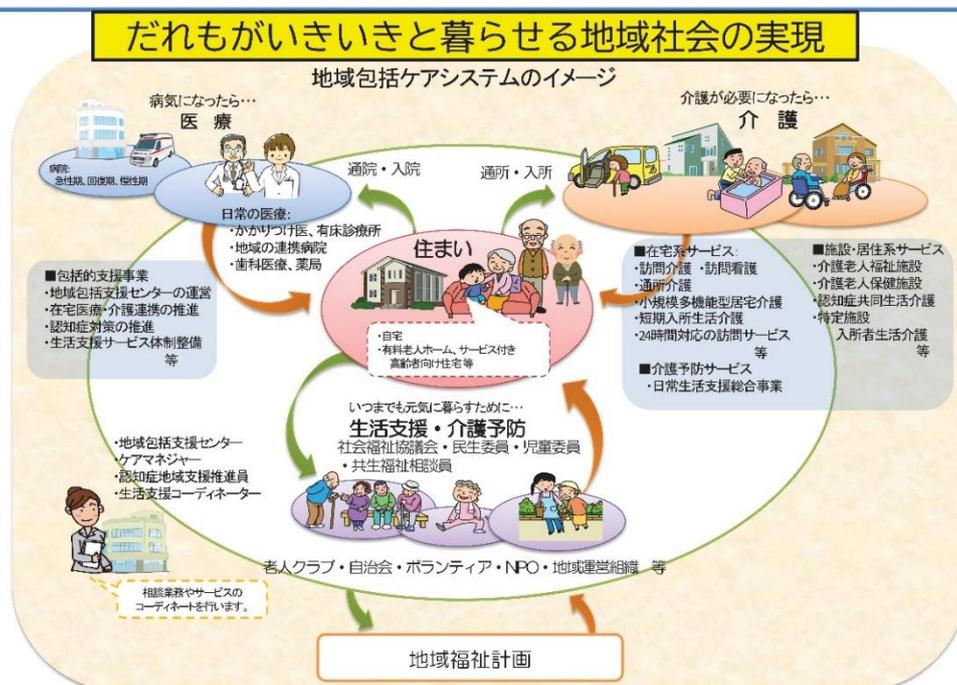
## 2. 地域包括支援センターの設置目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものです（介護保険法（以下「法」という。）第115条の46第1項）。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護・医療・介護予防サービスと、地域の資源やネットワークを活用した生活支援や福祉のサービスとが連携して、支援を必要とする方やその家族を支える体制づくりが必要です。こういった支え合いの仕組みや地域共生社会の基盤ともなる「地域包括ケアシステム」の構築において、中心的な役割を果たすのがセンターです。

【参考】会津若松市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画より抜粋

## 地域包括ケアシステム概念図



### 3. 業務概要

センターは「2. 地域包括支援センターの設置目的」に沿って、以下の業務を地域において一体的に実施します。

- (1) 地域包括支援センター事業
  - ・介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援業務）
  - ・総合相談支援業務
  - ・権利擁護業務
  - ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - ・地域包括支援センター機能強化業務
- (2) 第二層生活支援体制整備事業
  - ・第二層生活支援コーディネーター業務
  - ・第二層協議体の設置・運営
- (3) その他の委託業務 ※任意の受託
  - ・介護予防教室事業
  - ・家族介護者交流事業
  - ・個別避難計画作成業務 等

それぞれの業務の具体的な内容については「5. 委託予定業務」に示します。また、これらに加えて、指定介護予防支援業務を行います。指定介護予防支援業務は、介護保険における予防給付の対象となる要支援者へのケアマネジメント業務です。センターは、法の規定に基づき、本市の指定を受け、この業務を実施することとなります。

### 4. 人員体制

人員体制に関する資格要件等は、以下の通りとします。

- (1) 職員配置
  - ① 保健師その他これに準ずる者  
これに準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師でかつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者をいい、経験のある看護師には准看護師は含まないものとします。
  - ② 社会福祉士その他これに準ずる者  
これに準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者とします。
  - ③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者  
これに準ずるものとは、次のいずれかに該当する者とします。  
ア 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成

14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

ここでいう育成計画については、様式の定めはありませんが、次の内容を記載することとし、当該育成計画を策定した際は、本市に報告することとします。

- ・ 主任介護支援専門員研修の受講予定日
- ・ 助言を行う主任介護支援専門員（以下、「助言担当者」という。）の氏名
- ・ 助言担当者が行う主任介護支援専門員として必要な知識や技術を修得するための支援等の内容（定期的な面談、同行訪問の実施、当該職員が担当するケースに関する検討・振り返り等）
- ・ その他センターが必要と認める事業

また、介護支援専門員として従事した期間の換算の際は、専従・兼務、常勤・非常勤等の雇用形態は問わないものとし、当該期間には育児休業、介護休業等の期間を含めても差し支えないこととします。

#### ④ 認知症地域支援推進員

①②③の3職種もしくは看護師、准看護師、作業療法士、理学療法士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員の資格を有し、医療及び介護に関する専門的な知識及び経験を有する者として、また、配置される職員については、認知症地域支援推進員養成研修を受講することとします。

#### ⑤ 生活支援コーディネーター

資格要件等はありません。

#### ⑥ 事務職員

資格要件等はありません。

なお、センターは介護予防支援事業所としての指定を受け、委託業務と指定介護予防支援業務とを一体的に行います。指定介護予防支援業務に係る人員基準は、センターの3職種の基準と一部異なっていることからご注意ください。

#### ※ 指定介護予防支援事業者の配置基準

センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供にあたる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下、「担当職員」という。）を置かなければならないとされています。（会津若松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び

に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下、「指定基準」という。）第4条第1項）。

この担当職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てる必要があります。

- ・保健師
- ・介護支援専門員
- ・社会福祉士
- ・経験ある看護師
- ・高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

また、指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないとされています（指定基準第5条第1項）。管理者の要件等については、指定基準を確認してください。

## (2) 勤務形態

(1)①から⑥の職員については、何れの職種も常勤・専従で配置することを基本としますが、市と事前協議を行った上で非常勤・専従の職員を配置することができます。その場合、常勤換算方式（当該職員の勤務延時間数を当該センターの常勤職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該職員の員数を常勤職員の員数に換算する方法）により、市が指定した人数以上となるようにすることとします。

なお、指定介護予防支援事業所としての職員については、本委託事業の運営に支障をきたさない範囲での兼務を認めますが、必要数を確保してください。

## (3) センター所長の配置

センター所長の職種については特に定めません。なお、センター所長は(1)①から⑥の職員を兼ねることができるものとします。

## 5. 委託予定業務

「3. 業務概要」で示した業務について委託契約を締結する方針です。具体的な業務内容は以下の通りとしますが、今後、国の検討状況等を考慮して内容を決定することとなり、変更が生じる場合があります。

### (1) 地域包括支援センター事業

#### ① 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援業務）

要支援認定者及び事業対象者が、要介護状態等になることを予防するため、その心身の状況に応じて対象者自らの選択に基づき、総合事業その他適切な事業を、包括的かつ効率的に利用できるようケアプラン作成その他必要な援助を行うこと。

#### ア 介護予防ケアマネジメントの実施

- 市が実施する自立支援型地域ケア会議開催に協力し、利用者のアセスメント・

目標設定・評価の一連の介護予防ケアマネジメントの更なる資質向上を図ること。

- 総合事業利用の相談に応じ、必要時、事業対象者判定のための基本チェックリストを実施し、事業対象者確認申請等の支援を実施すること。

## ② 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

### ア 地域におけるネットワーク構築

- 地域ケア会議やミニ地域ケア会議、地域ケア個別会議の開催等を通じて、指定居宅介護支援事業所や介護保険施設、医療機関、民生委員・児童委員等の地域の関係者、障がい者総合相談窓口等の障がい者の支援機関、認知症初期集中支援チーム等と連携した支援を図ること。
- 担当地区の民生委員、共生福祉相談員、町内会や老人クラブ等地区内の関係者を積極的に訪問することや地区民生児童委員協議会へ出席し、地域との連携を図ること。
- 担当地区で開催される共生福祉相談員定例会を支援し、連携を図ること。
- 介護保険及び各種保健福祉サービスの、利用方法等に関する情報の提供及び利用についての啓発広報を行うこと。

### イ 実態把握

- 民生委員・児童委員及び居宅介護支援事業所等の関係機関と連携し、地域の高齢者の心身の状況及びその家族等の状況等の実態を把握すること。
- 要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の早期把握を行うこと。
- 共生福祉相談員と連携して、一人暮らし高齢者の実態把握を行うこと。また、共生福祉相談員の訪問を不要としている者を訪問し状況を把握すること。

### ウ 総合相談支援

- 各種の相談に対し、速やかに電話相談、面接相談等により総合的に応じること。
- 高齢者等が要介護・要支援認定の申請や保健福祉サービス等の利用申請を行う必要があるときで、その手続きに係る支援が必要な場合には、申請の代行のほか、各種申請に係る手続等への便宜を図るなど利用者の立場に立って調整を行うこと。

## ③ 権利擁護業務

地域の住民や民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問

題が解決できない、適切なサービス等につながらない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を営むことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

ア 成年後見制度の活用促進

○成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行う。また、申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげること。

○成年後見制度の普及啓発を行うこと。

イ 老人福祉施設等への措置入所の支援

○虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、速やかに市に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施の判断を求めること。

ウ 高齢者虐待の予防活動及び対応

○虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに市に高齢者の状況等を報告し、必要に応じて市と連携して適切な対応をとること。

○高齢者虐待防止ネットワークの構築を図り、虐待防止について広く周知するため、広報活動・研修会等を行うこと。

エ 消費者被害の防止及び相談支援

○消費者被害を未然防止や被害の回復を図るため、会津若松市消費生活センター及び関係機関等と連携を図り支援すること。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携する体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うこと。

ア 地域における包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築

○担当圏域内の医療機関や介護サービス事業所等との連携を図ること。

○入退院時及び入退所時における医療機関及び施設等との連携を図ること。

○地域密着型サービス事業所運営推進会議への出席等により、地域密着型サービス事業所との連携を図ること。

イ 地域の介護支援専門員に対する支援

○介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、ケアプラン作成の技術指導及びサ

ービス担当者会議の開催を支援するなど、専門的な見地からの相談、支援を行うこと。

- 介護支援専門員が抱える支援困難事例について、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導、助言等を行うこと。
- 介護支援専門員相互のネットワーク構築及び介護支援専門員等の資質向上のために、市が開催する研修事業へ協力するとともに、必要時に担当圏域における連絡会、事例検討会等を行うこと。

#### ⑤ 地域包括支援センター機能強化業務

##### ア 認知症の人とその家族への支援

- 認知症高齢者やその家族を支えることのできる地域づくりを目指し、認知症ケアパスを含めた認知症の正しい知識の普及啓発のための認知症サポーター養成講座や、認知症の人と家族、地域住民の交流を増やすための認知症カフェの活動支援等に取り組むこと。
- 市が直接実施する認知症総合支援事業による研修会開催等に協力し、医療と介護の連携と認知症ケアの質の向上を推進すること。
- 認知症地域支援推進員は、市に配置した認知症地域支援推進員とともに、認知症総合支援事業等の認知症支援にかかる事業の企画、評価等を行うこと。

##### イ 医療と介護の連携推進の取り組み

- 市が会津若松医師会に委託して実施する在宅医療・介護連携支援センター事業に協力すること。
- 「会津・南会津医療圏域退院調整ルール」の確実な運用及び周知に努めること。
- ケアマネジャー等からの認知症支援や医療・介護の連携に関する相談を受け、必要に応じたサービス担当者会議や入退院時カンファレンスへの出席、地域ケア個別会議の開催等を通じて、現場レベルでの多職種の「顔の見える関係づくり」を推進し、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築を推進すること。

##### ウ 地域包括支援センターの事業評価の実施

- 地域包括支援センターの設置法人は、国が規定する全国一律の評価指標に準じて市が定める評価票により自己評価を実施すること。
- 市及び介護保険運営協議会包括的支援事業運営部会が実施する実施調査等の評価に協力すること。

#### (2) 第二層生活支援体制整備事業

##### ① 第二層生活支援コーディネーター業務

第二層生活支援コーディネーターは、本市要綱に基づき、次の業務を行う。

- ア 生活支援関係者のネットワーク化に関すること。
- イ 地域の高齢者の日常生活の困りごと（地域課題）解決の検討に関すること。
- ウ 高齢者の生活支援の担い手の養成及びコーディネートに関すること。
- エ 高齢者の生活支援の実態と課題の把握に関すること。
- オ 地域住民主体の介護予防活動等の支援に関すること。
- カ 地域の要配慮高齢者の実態の把握に関すること。
- キ その他生活支援体制整備事業に関し必要な活動に関すること。

② 第二層協議体の設置・運営

本市要綱に基づき、第二層協議体を設置し運営する。第二層協議体の役割は次のとおりとする。なお、第二層協議体は地域ケア会議をもって充てる。

- ア 生活支援関係者のネットワーク化に関すること。
- イ 地域の高齢者の日常生活の困りごと（地域課題）解決の検討に関すること。
- ウ 高齢者の生活支援の実態と課題の把握と情報共有に関すること。
- エ その他生活支援体制整備事業に関し必要な活動に関すること。

(3) その他の委託業務

(1)(2)のほか、下記事業の実施を検討するものとします。人員体制の都合等で、実施できない場合には実施しないことも可としますが、市としては積極的な実施を要請するものとし、実施した場合は当該事業に係る委託料の請求ができるものとします。

① 介護予防教室事業

- ・概ね 65 歳以上の市民を対象とし、介護予防教室を開催する。
- ・開催は年 10 回とし、うち 2 回はフレイルチェックを実施する。

② 家族介護者交流事業

- ・本市に住所を有し、かつ、介護保険の要支援 1 から要介護 5 と認定された高齢者等を在宅で介護している家族を対象に、講話や介護者交流会等を開催する。
- ・開催は年 3 回以上とする。

③ 個別避難計画作成業務

- ・災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）を対象に、避難支援等を実施するための計画を作成する。

## 6. 委託料の考え方

令和 7 年度受託法人に対して、以下の委託料を支払うこととしています。令和 8 年度の委託料については、令和 7 年度と同水準を想定していますが、今後、制度改正や社会経済状況等を踏まえて決定することとなります。参考として令和 7 年度の委託料は以下のとおりです。

- (1) 地域包括支援センター事業委託料 年額 21,326,000 円（消費税及び地方消費税非

課税)

※介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援業務）のケアプラン作成については、原則、実績に応じて別途介護報酬として支払われます。

(2) 第二層生活支援体制整備事業委託料 年額 4,719,000 円（消費税及び地方消費税非課税）

(3) その他委託

- ① 介護予防教室事業委託料 年額 243,100 円（消費税及び地方消費税含む）
- ② 家族介護者交流事業委託料 年額 88,000 円（消費税及び地方消費税含む）
- ③ 個別避難計画作成業務委託料（下記いずれも消費税及び地方消費税含む）
  - ・個別避難計画作成（避難支援者あり） 1 件につき 5,000 円
  - ・支援者会議の開催 1 件につき 2,000 円
  - ・個別避難計画作成（避難支援者なし） 1 件につき 4,200 円
  - ・その他計画の変更等 1 件につき 5,000 円または 2,000 円

※令和7年度対象者は10件程度

#### 【参考】

介護報酬（指定介護予防支援業務及び第1号介護予防支援業務）

- ・令和7年3月分 ケアプラン作成数 261 件
- ・介護報酬単価 1 月につき 1 件あたり 4,420 円、初回加算 1 件あたり 3,000 円、委託連携加算 1 件あたり 3,000 円

## 7. 留意事項

(1) 緊急時や夜間・休日の対応について

センターの開設時間外においても、緊急時の対応など 24 時間の相談体制を取れるよう必要な措置を講じてください。なお、緊急時の連絡体制については、受託者が運営する他の施設等との連携による体制としても差し支えありません。

(2) チームアプローチによる運営

センターのいずれの業務についても、主たる担当職種のみで行うのではなく、各職種がセンターの業務全体を十分に理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるよう、情報の共有や業務体制の構築に特に配慮するものとします。

(3) 地域における様々な資源の活用

センターの運営にあたっては、保健・福祉・医療の専門職やボランティアなどさまざまな関係者がそれぞれの能力を生かしながら相互に連携することにより、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう、総合的なケアマネジメントを行うことが不可欠です。

このため、各職種の連携の下、地域ケア会議等の開催により、地域の関係者と連携を図る場を設けるほか、市内の他のセンターとも連携を図り、情報の共有化、事例の分析を行うなど、担当圏域を超えたネットワーク形成に努めるものとします。

## 8. その他

センターの設置運営については、介護保険法をはじめとする関連法や、「地域支援事業の実施について（最終改正令和7年7月17日付け老発0717第5号）」及び「地域包括支援センターの設置運営について（最終改正令和7年7月17日付け老高発0717第1号、老認発0717第2号、老老発第0717第1号）」並びに長寿開発センター作成「地域包括支援センター業務マニュアル」等を遵守して実施するものとします。

なお、上記が改正された場合は、最終改正のものを使用するものとします。

### 【参考法令、要綱、手引き等】

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行細則（平成11年厚生省令第36号）
- ・地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局：令和7年7月17日一部改正）
- ・地域支援事業実施要綱（厚生労働省老健局：令和7年7月17日改正）
- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- ・地域包括支援センターの手引き（厚生労働省老健局）
- ・地域包括支援センター運営マニュアル3訂（令和4年4月）（一般財団法人長寿社会開発センター）
- ・会津若松市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年3月26日条例第6号）
- ・会津若松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年3月26日条例第9号）
- ・会津若松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
- ・会津若松市地域包括支援センター事業実施要綱
- ・会津若松市生活支援体制整備事業実施要綱

他